

申12号

新型コロナウイルス感染症対策に関する 緊急申し入れ（その3）提出！

新型コロナウイルスの感染者数は、世界で約 6,470 万人、死者約 150 万人となりました。国内においても感染者数は 152,000 人、死者は 2,200 人を超え、収束するどころか拡大は更に広がり第3波が到来したと言えます。また、当社社員のみならずグループ会社社員の感染も相次いで発生していることからしても、引き続き組織全体として感染拡大防止対策に一層努めるとともに、社員等が安心して働ける制度設計や環境整備の充実を図っていくことが重要です。

組合員からは、「感染が拡大しているのに自宅待機が減ってきている」「勤務の取扱いや判断基準が各系統や各職場で異なっているため統一すべきではないか」「感染症防止対策の一環として委員会活動等に制限をかけていたが今では関係なくなっている」「経営が厳しいと言いながらも委員会活動等による超勤対応が増えている」「PCR検査の費用については会社が負担してほしい」「感染した場合の欠勤の措置としてボーナスカットは免除してほしい」など現状に対して疑問視する声や安心して働ける環境整備に対する要求等が出されています。

本部は、申12号として本日、会社に申し入れを提出しました。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大(第3波の到来)を踏まえた現状認識について明らかにすること。
2. これまで実施してきたみどりの窓口の営業時間短縮や車内改札業務等における一部業務の見直しや縮小に対する今後の考え方について明らかにすること。
3. ウィズコロナ及びポストコロナへの対応並びに社員が安心して働ける環境整備等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休暇等の一時的な取扱い」に関する適用期間等を延長すること。
4. 新型コロナウイルス感染症拡大(第3波の到来)を踏まえ、各種取扱いについては以下のとおりとすること。
 - (1) 新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、勤務の免除若しくは会社が特に認めた場合として私傷病休暇を有給休暇として取扱うこと。
 - (2) 新型コロナウイルスの感染が疑われた場合のPCR検査又は抗原検査の費用等については会社が負担すること。
5. 自宅待機等に関する勤怠管理及び各種取扱いについては以下のとおりとすること。
 - (1) 自宅待機の勤務認証については、「免除」ではなく新たな勤務認証を設定すること。
 - (2) 自宅待機等を指示する場合の欠勤願又は欠勤届を提出する取扱いについて再考すること。なお、「願」又は「届」を提出する場合は新たに別の様式を設けること。
 - (3) 自宅待機を指示した場合の始終業時の勤務確認(点呼等を含む)については、各系統問わず対応方を統一すること。
 - (4) 事前に勤務を「免除」として指定した場合については、基本的に呼出し等の対応は行わないこと。

感染拡大第3波の到来！安心して働ける環境・制度を実現させよう！